舞鶴市監査委員告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条の規定により、舞鶴市監査基準に関する規程(令和2年舞委規程第2号)に準拠して監査を実施したので、その結果及び措置状況について下記のとおり公表する。

令和8年10月30日

舞鶴市監査委員　杉島　久敏

舞鶴市監査委員　岡野　昌和

記

1　監査の種類

財政援助団体等監査

2　監査の対象(令和7年度事業に係る財務)

(1) 指定管理事業　舞鶴市勤労者福祉センター
　指定管理者　　一般財団法人　舞鶴勤労者福祉協議会
　所管課　　商工・観光振興課

(2) 補助事業　　舞鶴市高齢者施設等防災対策設備整備費補助金
　対象団体　　社会福祉法人　成光苑
　所管課　　高齢者支援課

3　監査の着眼点

公の施設の指定管理者や補助金等の財政的援助を受けている団体が、その目的に沿って事業活動を適正に行っているか、また、所管課が、指定管理者等に対して確認、指導監督を適切に行っているかどうかを着眼点とした。

4　監査の主な実施内容

上記の指定管理事業及び補助事業に関する財務について、あらかじめ求めた資料に基づき、関係書類の調査、照合等を行うとともに、関係職員から追加資料・説明を求めて実施した。

5　監査の実施場所及び日程

(1)　実施場所　　監査委員事務局

(2)　日　　程　　指定管理事業　令和8年9月24日から10月26日まで
　補助事業　　令和8年9月24日から10月6日まで

6　監査の結果及び意見

(1) 結果

① 指定管理事業

事実績報告書と他資料の計数の一部に差異が見られたが、指定管理者は自主事業等に積極的に取り組まれていた。

② 補助事業

概ね適切に実施されていた。

(2) 意見

①　指定管理事業

公の施設は市民の福祉の増進を図るための施設であり、指定管理者は市に代わり条例に基づき施設の維持、財務を管理する公共性の高い業務を執行する。市としては、その確認が重要であり、網羅性の高い確認しやすい会計帳簿の作成や提出書類を求めることが肝要である。

②　補助事業

今後とも、適正な事務の継続を願う。

7　措置状況

措置状況は、次の財政援助団体等監査結果報告書兼措置状況通知書のとおり。

財政援助団体等監査　結果報告書兼措置状況通知書

(1)監査対象　指定管理事業　舞鶴市勤労者福祉センター
監査期間　令和8年9月24日～10月26日

監査の結果（指摘・要望事項）	措置の内容（回答）
○事業実績報告書 事業実績報告書の計数等について、他の資料と差異が見られたので、全体を確認できる会計帳簿等の資料を協定に基づき求めることが肝要である。	指定管理事業専用の会計帳簿等を整理・保管するよう指示しました。
○基本協定書 基本協定書等のとおり、指定管理業務の執行に係る経費及び収入については、独立した会計帳簿書類を設け、専用の口座を設けるなど収支を明らかにし適正に管理しなければならない。口座や支出ファイルについて、指定管理業務以外の取引が見られた。前述とともに市が確認できるよう、全体を網羅し且つ他会計と独立した収支書類の整備を求める必要がある。	指定管理事業専用口座と証拠書類綴りを整理・保管するよう指示しました。

(2)監査対象　補助事業　舞鶴市高齢者施設等防災対策設備整備費補助金
監査期間　令和8年9月24日～10月6日
監査の結果　指摘・要望事項　なし